

介護保険法に基づく行政処分について

1. 行政処分を受ける者

- (1) 事業者名 : 株式会社シーヒューマン
(大阪府大阪市天王寺区上本町6-2-26)
代表取締役 中芝 廉
- (2) 事業所名 : 訪問看護ステーション^{もも}momo
(和歌山県田辺市稲成町219-1)
- (3) サービスの種別 : 訪問看護、介護予防訪問看護
- (4) 指定年月日 : 令和5年11月1日

2. 行政処分の内容

- (1) 処分の内容 : 全部効力停止3月
- (2) 処分決定日 : 令和6年12月18日
- (3) 処分期間 : 令和7年2月1日から令和7年4月30日

3. 行政処分の理由

人格尊重義務違反（高齢者虐待に対する処分）

【介護保険法第77条第1項第5号及び第115条の9第1項第5号】

訪問看護事業所の管理者と看護職員が、利用者に対して、医師の指示がなかったにもかかわらず、管理者の判断で他の利用者に処方された抗精神病薬を服薬させた。

この行為は身体的虐待に該当する。

(連絡先)

福祉保健部 福祉保健政策局

介護サービス指導課

担当 : 橋本

電話 : 073-441-2527

内線 : 2526